名古屋市立東部医療センター　開放型病床実施要領

〔目的〕

第１条　本要領は、名古屋市医師会が定める「名古屋市医師会病診連携システム開放型病床利用要領」（以下「利用要領」という。）に基づき、名古屋市立東部医療センター（以下「病院」という。）が設置する開放型病床の円滑な運用に必要な事項を定める。

〔名称、設置数〕

第２条　「名古屋市立東部医療センター開放型病床」（以下「開放型病床」という。）として、５床を設置する。

〔設置・運営の原則〕

第３条　開放型病床の設置・運営は、名古屋市医師会との協定並びに利用要領に基づいて行う。

２．開放型病床は、登録医と病院医師が協力して行う共同診療・指導を目的とした専用病床とし、その管理は病院が行い、管理に必要な経費は病院が負担する。

３．病院は、開放型病床の設置と運営を病院運営規程に明示し、適切な運用に努める。

４．開放型病床は、原則として登録医が診療している患者のうち、治療もしくは検査のために入院が必要と判断された患者を利用対象とし患者の同意を得て、登録医と共同で診療にあたるものとする。これに必要な運営方法については、別途定める「名古屋市立東部医療センター開放型病床運用細則」（以下「細則」という。）に定める。

５．開放型病床利用登録医（以下「登録医」という。）は、名古屋市医師会病診連携システム登録医のうち、病院に登録した医師とする。

６．登録医は、共同診療・指導の実施にあたり、細則に基づく取り決めを遵守することとする。

７．登録医は、地域医療充実のための開放型病床の運用に向け、原則的に病院を訪問、共同診療を実施するよう努める。

８．開放型病床の運用上発生する問題については、第４条に規定する名古屋市立東部医療センター開放型病床運営協議会（以下「運営協議会」という。）において協議する。

〔検討・調整機関の設置〕

第４条　利用要領第６条に基づく、運営協議会を病院に設置する。

２．運営協議会の運営は、別に定める名古屋市立東部医療センター開放型病床運営協議会規則によるものとする。

〔緊急時における病院の開放型病床の使用〕

第５条　災害、事故等の発生により多数の傷病者が病院に搬入され、受入病床に不足を来す場合には、病院の判断により開放型病床への新たな患者の受入を一時休止することができる。この際、病院は受入を休止した旨を運営協議会あて速やかに報告するものとする。

〔その他〕

第６条　当実施要領に定めのない事項については、運営協議会に諮り、これを協議するものとする。

（附則）　本実施要領は、平成２４年１０月１日より施行する。